

平成24年7月17日判決言渡及び原本交付 裁判所書記官

平成23年(第531号売買代金請求事件(平成24年6月19日口頭弁論終結))

判 決

島根県

原 告 株式会社
同代表者代表取締役
同訴訟代理人司法書士 中 村 誠

大阪府

被 告 株式会社
同代表者代表取締役
同訴訟代理人弁護士

主 文

- 1 被告は、原告に対し、16万0300円及びこれに対する平成23年11月23日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、鮮魚等の販売をしている原告が、鮮魚等を被告に売り渡したとして、その残代金を請求した事案である。

2 争いのない事実

(1) 原告は被告に対して、次のとおり鮮魚等を売り渡した。

取引番号	発注日	品目		金額(円)
1	平成23年4月27日	ニギス, 穴子, アラメ, 開きカマス等	送料込み	125,400

2	平成23年6月30日	大穴子開き 3 kg	送料込み	7,150
3	平成23年7月19日	大穴子開き 3 kg	送料込み	7,150
4	平成23年7月25日	大穴子開き 6 kg	送料込み	13,450
5	平成23年8月3日	大穴子開き 3 kg	送料込み	7,150

(2) 原告は、被告に対し、平成23年11月15日到達の書面で、同書面到達後1週間以内に残代金16万0300円を支払うよう催告した。

3 原告の主張

原告は、前記取引番号1ないし5のほか、被告に対して、平成23年6月30日被告発注分として、カマス、白バイ、イサキ、メバル等を代金合計13万0410円で売り渡した（以下「本件取引」という。）。よって、原告被告間の取引全体の代金合計は、29万0710円となるが、原告被告間で、本件取引について、代金を10万円に減額する合意をしたために、代金合計は26万0300円となるところ、被告から10万円の弁済があったので、原告は、被告に対し残代金16万0300円及びこれに対する前記催告による支払期限日の翌日である平成23年11月23日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める。

4 被告の主張要旨

(1) 原告主張の本件取引の売買契約の締結を否認する。

(2) 抗弁1－債務不履行解除

ア 被告は、原告から仕入れた鮮魚を訴外 (A) に転売して、同 (A) がこれを売るという契約を締結していた。原告が、被告の指定した水揚げ後翌日ではなく、水揚げ後2日経過した鮮度の落ちた魚を同 (A) 店舗である (B) 店に配送したために、本件鮮魚は、(B) 店から売り物にならないとして受取りを拒否され、(A) から転売契約が解除された。

イ 原告は、被告との契約にしたがった転売に適した新鮮な魚を、水揚げ後翌日入荷する債務を負っていたのにこれを怠った。同債務は7月2日までに履行する必要があった。よって、被告は、本件取引の売買契約を本件取引の契約日に解除した。又は、答弁書送達により解除した。

(3) 抗弁2－相殺

ア 原告は、被告に対して、(A) の指定日時場所に本件取引にかかる転売可能な新鮮な魚を配送する債務を負っていたところ、この債務を怠った。

ウ 被告は、(A) から前記転売契約を解除され、転売利益14万円の損害を被った。

エ 被告と(A) との間の本件取引以降の予定された取引の機会を失ったので、少なくとも翌週分の転売利益に相当する14万円の損害を被った。

オ よって、被告は、原告に対し、原告の債務不履行による28万円の損害賠償請求権を有する。

カ 被告は、原告に対し、前記損害賠償請求権を受働債権として、原告の本件請求と対当額で相殺する。

(4) 抗弁3－同時履行

原告は、本件取引にかかる債務の履行をしていない。

第3 当裁判所の判断

1 証拠(証人(C)、甲8、甲9の1、甲9の2、)によれば、次の事実を認めることができる。

(1) 原告は、被告代表者から平成23年6月27日(以下、特に記載するほかは平成23年)、鮮魚を7月2日早朝に(A) に届ける取引の申込みがあり、6月29日に原告専務取締役(C)(以下「(C)」という。)が、魚種と発送日程について、被告代表者と電話で打合せをし、魚種については原告に一任し、発送は6月30日夕競りで原告が購入した鮮魚を7月1日発送し、7月2日早朝に指定場所に配送することで合意した。

(2) (C) は、6月30日、カマス、白バイ、タイほか合計19品目(甲8記載の品目、以下「本件鮮魚」という。)を税込み金額合計13万0410円で、被告指定場所に送付して売り渡すことで、被告代表者と合意した。

(3) (A) は、本件鮮魚を7月2日受け取り、同日販売したが、完売されなかった。被告代表者は、本件鮮魚の送付先である(B) 店から本件鮮魚の状態がよくなかったと言われた旨を、同日、原告代表者に電話で伝えた。

(4) 原告代表者と被告代表者は、8月4日、本件取引の代金を10万円とすることで合意した。

2 上記認定事実によれば、原告と被告との間には、本件鮮魚に関する本件取引について、代金合計13万0410円での売買契約が存在し、原告は、同売買契約による債務として、本件鮮魚を被告に引き渡したことが認められる。被告は、本件鮮魚

の配送先である (A) において、本件鮮魚の受取りを拒否したと主張するが、その証拠はない。前記認定のとおり、原告は6月30日の夕競りで調達した本件鮮魚を、翌日、被告指定場所に配送手配し、指定日時である7月2日早朝までに配送されているのであるから、原告に債務不履行の事実を認めることはできない。被告は、本件鮮魚の鮮度が悪く、また、水揚げ後翌日入荷ではなかったことから、原告の債務は履行されていない旨主張するが、次の理由からこれを認めることはできない。

- (1) 証人 (C) によれば、被告代表者と (C) は、同人が島根県大田市の魚市場の夕方の競りで鮮魚を仕入れ、これを翌日の配送便で被告の指定場所に配送する手順とすることに合意したと認められ、さらに、証拠(甲8)によれば、(C) は、仕入れた鮮魚のうち、被告に配送する鮮魚の候補リストを作成し、これを被告にファクシミリ送信して、被告の同意をとったと認めるところ、その同意は、6月30日の夕方の競り後であるはずであり、同日の夕競りで仕入れた鮮魚を翌々日の早朝に被告指定場所に原告が配送することについては、被告は同意していたと認められる。
- (2) 証人 (C) によれば、島根県大田市の魚市場においては、当日獲れた魚がその日の夕方の競りに掛けられることで、翌朝の競りに掛けられることが通常他の市場より鮮度の高い魚を調達できるとするものであり、実質的にも「水揚げ後翌日入荷」と同等の鮮度があると認められる。
- (3) 前記(1)及び(2)の認定事実から、原告としては、原告被告間で考えられる最も鮮度の高い鮮魚を被告に配送したと認められるのであり、特別な事情のない限り、鮮度については問題がなかったものと推認するのが合理的である。被告は、本件鮮魚は約4時間だけ特設会場に並べられた後に冷蔵庫にしまわれて廃棄されたと主張し、(A) の店舗である (B) 店から本件鮮魚が粗悪品であったと言われた旨主張するが、証拠(乙2の3)によっても、(A) の本件取引に対する不満の主要原因が本件鮮魚の鮮度の問題であると断定することはできず、むしろ、鮮魚の品目の選定にあった可能性が十分考えられるのであって、被告主張の前記事実があったとしても、本件鮮魚の鮮度に関する前記推認を妨げる特別な事情ということとはできない。他にこの推認を妨げる事実の主張立証はない。
- (4) 前記認定のとおり、8月4日には、原告代表者と被告代表者間において、本件取

引の代金を10万円とすることに合意したのであるから、原告の本件鮮魚の鮮度に関する債務不履行については、取引当時においては、被告は問題としていなかったことが認められる。

- 3 上記のとおり、本件取引にかかる売買契約において、原告にその債務不履行の事実を認めることはできず、他にこれを認めるに足る証拠はない。よって、被告主張の抗弁については、その余の事実を検討するまでもなくいずれもこれを認めることができない。
- 4 前記認定のとおり、本件取引については、売買代金を10万円とすることに原告被告間で合意がある。原告主張の他の取引については、争いはないので、原告と被告との間には、合計で売買代金26万0300円の取引があったことが認められ、被告の既払額10万円を控除すると、被告は、原告に16万0300円の代金支払義務があることが認められる。
- 5 よって、原告の請求は、全て理由があるので、主文のとおり判決する。

出雲簡易裁判所

裁判官 大田 茂

これは正本である。

平成24年7月17日

出雲簡易裁判所 裁判所書記官 中 田 節 子

